

新居浜工業高等専門学校電子入札システム官職規程

平成18年9月26日規程第6号

最終改正 平成28年10月6日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校において使用する文部科学省電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)の官職証明書に関する事項についてはこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「官職証明書」とは、電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は政府共用認証局が発行するものとする。なお、申請等については、「政府共用認証基盤(GPKI)証明書申請の手引き」に従い行うものとし、国立高等専門学校機構本部へ申請手続きを依頼するものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、校長とする。

(官職証明書の名義)

第5条 官職証明書の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 契約担当役 (事務部長)
- (2) 入札執行・登録者 (総務課長)
- (3) 入札立会者 (総務課課長補佐)

(官職証明書の管守)

第6条 官職証明書を適切に管守する者(以下「官職証明書管守責任者」という。)は、財務企画係長とする。

2 官職証明書管守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

3 官職証明書管守責任者がその職務を執行できない場合は、その責において別の者に委任しなければならない。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月6日 一部改正）

この規程は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。